

令和5年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会

会 議 録

令和5年11月21日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 会議録

令和5年11月21日(火) 午後2時開議

ウエルビューかごしま 2階 潮騒の間

議事日程〔第1号〕

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算の認定の件
- 日程第 4 認定第 2号 令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件
- 日程第 5 議案第 8号 令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第 9号 令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 鹿児島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員
の選挙
- 日程第 8 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(13人)

2番	川越	桂路	議員	3番	田上	真由美	議員
5番	八板	俊輔	議員	6番	尾脇	雅弥	議員
7番	持留	良一	議員	8番	五位塚	剛	議員
9番	久長	登良男	議員	10番	中重	真一	議員
11番	山下	美岳	議員	12番	小山田	邦弘	議員
14番	小川	忍	議員	17番	石田尾	茂樹	議員
20番	前	徹志	議員				

欠席議員(7人)

1番	下鶴	隆央	議員	4番	打越	明司	議員
13番	上野	俊市	議員	15番	富重	幸博	議員
16番	小園	裕康	議員	18番	竹田	泰典	議員
19番	隈崎	悦男	議員				

説明のため出席した者(12人)

広域連合長	中西	茂君	事務局長	松元	祐成君
総務課長	川越	吉成君	業務課長	有島	茂穂君
総務課主査	宮	一穂君	総務課主事	川元	亜希君
総務課主事	竹山	雅道君	業務課主査	片山	哲治君
業務課主事	木原	香太君	業務課主事	瀬戸口	和樹君
業務課主事	竹山	俊輝君	業務課主事	泉	尚希君

職務のため出席した者(2人)

事務局次長	窪	通郎君	事務局主事	松尾	美優君
-------	---	-----	-------	----	-----

＝開会：午後２時＝

○議長（川越 桂路君） これより、令和５年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第２回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（川越 桂路君） この際、諸般の報告をいたします。

お手元に配布いたしましたとおり、監査委員から地方自治法第１９９条第９項の規定による「令和５年度定期監査」、及び同法第２３５条の２第３項の規定による「例月現金出納検査」の結果報告がありました。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしました議事日程「第１号」のとおりであります。

○議長（川越 桂路君） それでは、日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、議席番号３番 田上真由美議員、及び議席番号１２番 小山田邦弘議員を指名いたします。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第２「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今議会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日１日と決定いたしました。

○議長（川越 桂路君） ここで、中西連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西茂広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 令和５年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第２回定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和５年第２回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様

方には大変御多用の中、御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。本県の後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方をはじめ、構成市町村の皆様方の御協力により円滑な運営が図られていることに深く感謝を申し上げます。

さて、本県の被保険者につきましては、本年10月1日現在で約27万人でしたが、全ての団塊の世代が75歳に到達する2025年には約29万人になると推計されており、また被保険者1人当たりの医療費は、高齢化の進展や医療の高度化等に伴い、年々増加していくと予想されております。

このように団塊の世代を含む被保険者が、今後益々増加していく一方で後期高齢者医療制度を支える現役世代が減少していくなど、被保険者を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、現在の制度、将来に向けて持続可能なものとして構築していかなければならないと考えております。

当広域連合といたしましては、今後とも安定した制度の運営に務めるとともに、高齢者の生涯にわたる生活の質の維持・向上に向けて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進にも努めてまいりたいと考えております。

本日は予算議案等4件の議案を提出しておりますので、議員の皆様には御審議の程宜しくお願いを申し上げます。開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしく申し上げます。

〔中西茂広域連合長 着席〕

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第3 認定第1号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） はい。それでは、認定第1号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」につきまして御説明申し上げます。

議案の6ページ、7ページをお開きください。

表の一番下の歳入合計欄を御覧ください。

予算現額8,343万4千円に対し、調定額、収入済額ともに8,350万4,804円で、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出合計欄を御覧ください。

予算現額8,343万4千円に対し、支出済額は7,871万3,316円でございます。

歳入歳出差引残額は479万1,488円ととなり、純繰越額として翌年度へ繰り越しております。

それでは、事項別明細書に従いまして、主なものを説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款 分担金及び負担金 1項 負担金、並びに2款1項 繰越金は、ともに、全額が収入済みとなっております。

次に、歳出でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

1款1項 議会費は、議員報酬、費用弁償、議場音響設備及び会議録作成委託料、会場借上料が主な支出でございます。

2款 総務費 1項 総務管理費は、総支出額7,650万円余りのうちの4分の3を占める18節 負担金、補助及び交付金5,778万円余りを総務課関係派遣職員8人に係る給与等負担金として支出した他、事務室等の借上料及び幹事会、運営委員会の旅費が主な支出でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

2項 選挙費は選挙管理委員会、広域連合議会議員選挙にかかるものでございます。3項 監査委員費は、委員報酬、費用弁償などがございます。

3款1項 予備費は、充用はありませんでした。

不用額の総合計は472万684円となっております。

続きまして、25ページの財産に関する調書を御覧ください。

1 公有財産につきましては、該当はございません。

2 物品につきましては、取得価額が100万円以上のものを掲載しておりますが、令和4年度中の増減はございません。

3 債権及び4 基金につきましては、該当はございません。

次に59ページから監査委員の決算審査意見書を添付してございます。

65ページをお開きください。

一般会計及び後ほど御説明いたします後期高齢者医療特別会計を通してでございますが、令和5年7月27日に監査委員の審査を受け、「第4 審査の結果」にございますように、「各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数についても正確であることを認めた。また、各会計における予算の執行状況、財産の管理については、概ね適正に処理されていることを認めた。」という審査結果を受けております。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、認定第1号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本件については、認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は認定されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第4 認定第2号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、認定第2号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」につきまして、御説明申し上げます。

議案の32ページ、33ページをお開きください。

表の一番下にごございます歳入合計欄を御覧ください。

予算現額合計2,879億1,305万8千円に対し、調定額合計2,884億35万1,664円、収入済額合計2,883億8,167万214円、不納欠損額合計104万4,674円、収入未済額合計1,763万6,776円となっております。

34ページ、35ページをお開きください。

表の一番下の歳出合計欄を御覧ください。

予算現額合計2,879億1,305万8千円に対し、支出済額合計2,831億9,129万7,593円で、不用額合計は47億2,176万407円となっております。

歳入歳出差引残額は34ページの表の下段欄外にごございますが、51億9,037万2,621円となり、翌年度へ繰り越しております。

それでは、事項別明細書に従いまして、主なものを御説明いたします。

38ページ、39ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款 市町村支出金 1項 市町村負担金 1目 事務費負担金につきましては、調定額全額が収入済みとなっております。

2目 保険料等負担金につきましては、市町村で徴収し、納入いただいた保険料収入額が、予算現額に対して1,946万3,049円の収入減となっておりますが、継続した収入対策を市町村において取り組んでいただいているところでございます。

2款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費負担金につきましては、予算現額に対しまして22億1,239万3,463円の収入

増となっておりますが、これは交付額が交付申請額を上回ったことによるもので、実績額を超過した分につきましては、令和5年度での精算となります。

2項 国庫補助金 1目 調整交付金につきましては、14億9,908万円の収入増となっております。

40ページ、41ページをお開きください。

3款 県支出金 1項 県負担金 2目 高額医療費負担金につきましては、予算現額に対して、8,817万4,669円の収入減となっております。

4款1項 支払基金交付金 1目 後期高齢者交付金につきましては、現役世代からの支援金でございますが、予算現額に対して、4,302万9,906円の収入減となっております。

5款1項1目 特別高額医療費共同事業交付金につきましては、予算現額に対して、1,507万4,205円の収入減となっております。

7款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 運営安定化基金繰入金につきましては、給付費等の実績を考慮し、繰入れは必要ないと判断したものとなります。

42ページ、43ページをお開きください。

8款 諸収入 3項 雑入 1目 第三者納付金につきましては、収入未済額604万9,215円となっております。

これは、広域連合が加害者に直接請求している第三者損害賠償金の未納分であり、翌年度への滞納繰越となります。

2目 返納金につきましては、104万4,674円の不納欠損を行っております。

また、収入未済額は、1,158万7,561円となっております。

これは、九州厚生局及び県による保険医療機関等に対しての指導監査等の結果に伴う診療報酬返還金や被保険者の負担割合相違等による不当利得に伴う療養給付費の返納金でございます。

続きまして、歳出でございます。

44ページ、45ページをお開きください。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費は、主に電算システムの保守運用にかかる委託料や後期高齢者医療電算処理システム、いわゆる標準システムの賃借料、業務課派遣職員人件費等負担金などでございます。不用額の主なものは、旅費や役務費、委託料の執行残でございます。

2 項 医療費適正化事業費 1 目 レセプト点検事業費は、主に診療報酬明細書等の二次点検業務委託でございます。不用額の主なものは、委託料の執行残でございます。

2 目 訪問指導事業費は、主に各種訪問指導事業に係る委託料等でございます。重複頻回受診者への訪問や、要医療者等への訪問指導を実施し、不用額の主なものは、市町村実績に伴う委託料の執行残でございます。

4 目 医療費通知事業費は、令和4年度からこれまでの年3回から年2回に通知回数を見直し、72万938件発送いたしました。

続きまして、46ページ、47ページをお開きください。

6 目 後発医薬品普及事業費は、後発医薬品差額通知書に係る後納郵便料や通知書作成等に係る業務委託が主なもので、2万4,775件通知書を発送しております。

2 款 保険給付費 1 項 療養諸費 1 目 療養給付費は、国保連合会を通して医療機関に支払う診療報酬の負担金でございます。

2 項 高額療養諸費 2 目 高額介護合算療養費は、医療と介護保険を利用した際に発生する自己負担額の合計が、限度額を超えた場合に、被保険者に支払う負担金でございます。

3 項 その他医療給付費 1 目 葬祭費は、1万8,352件の支払いを行いました。

また、2 目 傷病手当金は、31件の支払いを行いました。

3 款 1 項 1 目 特別高額医療費共同事業拠出金は、高齢者の医療の確保に関する法律第117条に基づき、広域連合における著しく高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するため、国保中央会が全国レベルで財政調整を行う度に、広域連合が国保中央会に支払う負担金でございます。

4 款 保健事業費 1 項 健康保持増進事業費 1 目 健康診査費は、健診に係る補助金や委託料が主なもので、長寿健診受診者数は6万91人、

受診率は44.88%、口腔検診の受診者数は3702人、受診率は11.02%と前年度を上回る受診率となっております。

不用額の主なものは、長寿健診の実績確定による補助金と口腔検診にかかる委託料の執行残でございます。

続きまして、48ページ、49ページをお開きください。

2目 一体的実施推進事業費は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に伴う委託料や補助金でございますが、不用額は前のページの1目 健康診査費と同様に実績確定に伴う執行残でございます。

5款1項 基金積立金 1目 運営安定化基金積立金は、保険給付のための財源と保険料率の調整を図るための財源であり、また標準システムのクラウド化及び機器更改費用を単年度で費用計上することによる市町村の負担金の急激な増額を抑えるため、予め積み立てているものでございます。

7款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 4目 償還金は、令和3年度に受け入れた国、県等の負担金等につきまして、当該年度における医療給付費等の実績確定に基づく精算により、超過交付分の返還を行ったものでございます。

歳出における不用額の合計は47億2,176万407円となっております。

続きまして、53ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引額が、51億9,037万2,621円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額となり、純繰越額として同額を令和5年度へ繰り越すこととなります。

なお、監査委員の決算審査結果につきましては、先ほど一般会計決算の説明の際に申し上げたとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、質疑に入ります。

それでは通告による発言を許可いたします。

なお、質疑の回数は、会議規則第48条の規定により、同一議員につき

同一議題について3回を超えることができず、また発言の時間は申し合わせにより答弁を含め1人30分以内となっておりますので、念のため申し上げます。

7番 持留良一議員。

〔持留良一議員 起立〕

○7番（持留良一君） 議長の許可をいただきましたので、質問に入りたいと思います。

決算ということで、ポイントとして高齢者の皆さんが安心して命、暮らしが制度によって守られていたかどうか。この4つの点を主軸としながら、質問をしたいと思います。

1点目は、医療給付の問題であります。1人当たりの医療費の伸びは当初見込みと比較するとどうであったか伺いたいと思います。

2点目は、令和4年、5年度は後期高齢者負担の変更がありました。保険料の減免ならびに医療負担減免について、これらについては条例や要綱等に定められていますが、これらが適切に、私はこういう状況の中で実施されるべきものと考えますが、以下の点についてこの点を踏まえながら質疑をしたいと思います。

1点目は、この減免の実施状況と考え方について伺いたいと思います。

2点目は、減免の要綱に基づく医療一部負担金減免、免除はどうであったかお尋ねいたします。

次に、3点目として保険料の軽減措置、いわゆる特例措置が廃止になりました。一方では窓口の2割負担の導入がされましたけれども、このことについて保険料の軽減措置の影響はどう捉えているか伺いたいと思います。

2点目は、窓口の2割負担への引き上げ、昨年10月から導入されていますけれども、対象者数と受診控えはなかったか伺いたいと思います。

4点目は、短期保険証の発行と差し押さえについて伺います。

1点目は、短期保険者数の発行件数について伺います。

2点目は、差し押さえ件数と金額並びに対応について伺いたいと思います。

以上、お願いいたします。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、御答弁させていただきます。

令和4年度の1人あたり医療費についてでございますが、当初見込みでは保険給付費につきまして、令和4年10月からの窓口負担割合2割導入による影響や、いわゆる団塊世代の加入による被保険者数の増加を見込んだ上で保険給付費の支出を確実にを行うため不足が生じないよう予算額を確保しております。

令和4年度当初予算における保険給付費と令和4年度の被保険者数と実効給付率の見込みから1人あたり医療費を算出すると、113万6,550円になります。

これに対し、令和4年度決算における1人あたり医療費は、112万5,146円であり、当初予算見込みから1万1,404円、1.0%の減という結果であったことから、当初予算見込みと決算における1人あたり医療費に大きな乖離はなく、適正に見込まれていたものと考えております。

次に、減免の実施状況と考え方についてでございますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条第1項第5号に記載の「前各号に掲げるものの他、特別に事情があること。」に係る保険料減免の実施状況につきましては、令和4年度は、合計54件、242万9千円となっております。

内訳は、逮捕されて引き続き身体を拘束される状態となる拘禁、これが15件、17万800円。東日本大震災5件、41万8,400円。新型コロナウイルス感染症34件、183万9,800円となっております。この減免の考え方についてでございますが、「特別の事情があること」につきましては、内訳で申し上げました東日本大震災、新型コロナウイルス感染症等に対し、国や県からの通知等をもとに適切に対応しております。

次に、医療費一部負担金減免についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条に基づき、鹿児島県後期高齢者医療一

部負担金減免及び支払の免除に関する取扱要綱を定めており、令和4年度におきまして16件、114万3,844円の医療費一部負担金減免を行っております。

次に、保険料の軽減措置についてでございますが、特例措置は、令和2年度末に廃止されております。令和2年度との比較は困難となりますが、所得の低い方への保険料軽減措置は現在も引き続き行われております。

なお、鹿児島県におきましては78.72%、約8割の被保険者が均等割額の2割、5割、7割いずれかの軽減を受けており、各世帯の所得状況に応じた保険料の御負担をいただいているところでございます。

続きまして、2割負担への引き上げが行われた対象者についてでございますが、本県における令和4年10月の被保険者数全体が26万4,501人であったのに対し、2割負担への引き上げが行われた被保険者数は3万7,023人と全体の14%でございました。2割負担へ引き上げられたのは1割負担対象者において一定の所得がある方となります。

受診控えがなかったかという御質問についてでございますが、単純に比較することは難しいところでございますが、目安として令和4年度における1人当たり受診件数は2割負担対象者が年19.38件であるのに対し、1割負担対象者は18.25件でございます。このことから2割負担を導入したことによる顕著な受診控えの傾向は見られなかったのではないかと考えているところでございます。

なお、受診控えの影響につきましては、現在、国がデータの収集と検証作業を行っておりますので、その推移を注視してまいりたいと考えております。

次に、短期被保険者証についてでございますが、短期被保険者証の発行件数は令和4年度216件となっております。

続きまして、令和4年度差し押さえ件数につきましては、212件、1,135万8,966円となっております。

次に、差し押さへの対応は、高齢者の医療の確保に関する法律第48条により保険料の徴収に係る事務は市町村の事務となっており、市町村において適切に行っているところでございます。

以上でございます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 持留良一議員。

〔持留良一議員 起立〕

○7番（持留良一君） はい。今4点にわたって色々と説明をしていただきました。結果として、様々な形でこの保険料の影響から2割導入の影響が、確かにあの数字的にはまだ十分じゃないかもしれませんが、そのあたりがされているのではないかなというふうに思います。本来やっぱり、こういう方々が影響を受けないような形で、保険制度が社会保障制度が基本的には前進し、確立していくのが基本だろうと思います。

先ほど2割負担の導入の影響についてということで、厚生労働省はこの見直しの影響について、こういう形でホームページで出しています。この中でも一般Ⅰと一般Ⅱ、いわゆる去年の10月からと11月からと3月、そして4月から8月平均を出しています。まあ、基本的にはここの統計学的には、いわゆる93%に収まっているということを言われています。しかし、実際この数字を見ると影響があったということは、私は歴然として言えるんじゃないかなというふうに思います。そのことはやはり誰もが疑うことのない事実だろうと思います。影響があったというこの事実の問題ですね。

そういう中において、じゃあ何らかの対応策ということで、私が提案したのが2番目からの問題であります。保険料の減免、本県の減免と、若干、熊本の関する条例を比較してみたんですけども、熊本の場合においては7項目にわたってその中身が列記されています。

本県にないのは、被保険者が刑事施設、労務施設これらに準ずる施設で監禁されていること2番目には生活困窮により公の扶助を受けたこと、7番目には一緒ですけども、その他連合長が認める特別の事情と、こういう形で減免制度をある意味、今の状況の中で、それに対応する形で熊本の方は作っているのかなというふうに思いますが。ホームページで減免の要綱が掲載されてませんので、先ほど言われたとおり16件という中身が記

載されていますけれども、この点についてやはりホームページで要綱等も出していくと、情報を提供していくということも大事だと思うんですが、そこでお聞きしたいのは、このような形で生活困窮により公の扶助を受けたこと、いわゆる生活保護以下の人たちも当然、生活困窮世帯という形でここは示していると思うんですが、その点での認識なりまた今後この点について取り組むという考えなのかを聞かせてください。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） はい、2回目の答弁になります。

医療費一部負担金減免につきましては、災害により住宅火災またはその負担の財産について、著しい損害を受けた場合や失業等により著しく収入が減少した場合に減免の対象となります。

今、議員から御質問がありました生活困窮者につきましては、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者」と生活困窮者自立支援法で示されており、その支援となる生活困窮者自立支援体制が各市町村において展開されていると考えておりますので、それぞれの実情に即した支援について、各市町村等の窓口で相談していただくものと考えているところでございます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 持留良一議員。

〔持留良一議員 起立〕

○7番（持留良一君） 私は先ほど言いましたとおり、この制度が本当に高齢者の生活を守っていく、命また暮らしを守っていく制度としてどうなのかといったときに、この間、様々な制度の改定が行われ、そのことがある意味、様々な形で影響を、私自身及ぼしていると、政府の結果も十分ではないかと、まだ途中の計算かもしれませんが、そういうことで見てきている。ということは、やはり当初の政府が目的とした医療費抑制、そのこと

で若い人たちの保険の負担を減らすんだということでしたけれども、しかし、実際上は保険の2割負担で現役世代の負担が減ると言いましたけれども、月で60円、年で700円というこういう結果になってきています。そうすると一体、何のためのこの2割導入をね、問題だったかということのを改めて私たちは見ていかなければならないと思います。

それとやっぱり、この短期保険証の発行の問題ですね。あの短期保険証というのは1か月2か月様々その中身によってあるかもしれませんけれども、結果として、この保険証がないと命が守れない、病院にかかれないという事態も招いてくるわけなんですよ。

だから、そういう意味ではやはりこの1年間を通じてもそういう短期保険証を発行する、そのこと自体が私は問題だと思うんですが、この短期保険証を、最後の質問になるかと思いますが、無くしていく必要があるんじゃないかと思いますが、そのことをお聞きして私の質問を終わります。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） 先ほども答弁させていただきましたが、短期被保険者証については今216件出しておりますが、これにつきましては、窓口に来ていただいて生活困窮の状況というのを市町村が把握した上で、短期保険証を出しておりますので、これについては今のところ市町村においては適切に対応されているのかなと思います。

我々としてもホームページ等で、周知を図ってですね、そういう短期保険証のこととか、その他含めてですね、制度の周知を行っていきたいと思っています。以上です。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） 以上で通告による質疑を終わります。

他になれば、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可致します。

なお、申し合わせにより討論の回数は1議題につき1回限り、討論の時間は1人10分以内となっておりますので、念のため申し上げます。

7番 持留良一議員。

〔持留良一議員 起立〕

○7番（持留良一君） それでは認定第2号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について反対の討論をしたいと思えます。

1つは、高齢者が安心して暮らせる社会をつくることはまさに基本的な政治の責任だということでもあります。ところが、社会保障費自然増削減のもと、この間、高齢者は年金削減、医療費の負担など制度が大変負担が重たくなってきています。

また、さらに高齢者は物価高騰、生活必需品の価格上昇の中で最も深刻な被害を受けているのが高齢者世代ではないでしょうか。そういう中、軽減措置も打ち切られ、低所得者の保険料の引き上げを行われ、その上、窓口負担の2割への引き上げも。私は、これでは命も暮らしも守れない、そういう環境にあるのではないかと思います。

2割負担への配慮措置が取られていますけれども、これの措置は国民の反発を和らげるためのもので、3年間で打ち切られます。窓口負担の問題では、後期高齢者医療広域連合は2018年から19年に制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保を図るため、窓口負担の現状維持を求める要望書を提出をしているんです。こういう負担は減らし続け、高齢者は負担能力を超えた医療費、物価高騰、年金削減と合わせた三重苦となっています。高齢者の暮らしは確実に悪化し、生活と健康を脅かしているのが現状ではないでしょうか。また、今ではないでしょうか。

保険者の責務は加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなきゃならないとなっています。まさにこの責務が果されているのか疑問であります。

以上のことから、認定2号決算については反対いたします。

〔持留良一議員 着席〕

○議長（川越 桂路君） 他に発言がなければ、以上をもって討論を終了いたします。

これより、表決に入ります。

認定第2号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本件は賛否が分かれておりますので、この採決は起立表決により行います。

本件について、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第5 議案第8号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第8号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

議案の109ページをお開きください。

今回の補正は、令和4年度決算剰余金の確定に伴い、歳入歳出それぞれ479万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,670万5千円とするものでございます。

それでは、主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

115ページをお開きください。

まず、歳入でございまして。

2款1項1目 繰越金につきましては、令和4年度の一般会計繰越金4

79万1千円から令和5年度の当初予算計上分の1千円を差し引いた残りの479万円を計上しております。

116ページをお開きください。

次に、歳出でございますが、現段階では特段の使途がないことから歳入における繰越金の増額分を3款1項1目 予備費に計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第8号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第6 議案第9号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第9号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

議案の117ページをお開きください。

今回の補正は、令和4年度決算繰越金等の確定等に伴い、歳入歳出をそれぞれ32億3,213万3千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,969億3,680万5千円とするものでございます。

それでは、120ページから124ページの事項別明細書により御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

123ページを御覧ください。

1款 市町村支出金 1項 市町村負担金 3目 療養給付費負担金を1億4,786万5千円増額しております。

これは、令和4年度療養給付費の実績確定、精算に伴い、負担不足となっておりました市町村の負担額を計上したものでございます。

次に、2款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2目 高額医療費負担金を8,698万5千円増額しております。

これは、令和4年度高額療養費の実績確定に伴い、国庫負担金の不足額を計上したものでございます。

次に、3款 県支出金 1項 県負担金 2目 高額医療費負担金を8,698万5千円増額しております。

これは、先ほど御説明いたしました国庫負担金と同額となり、実績確定に伴い、県負担金の不足額を計上したものでございます。

次に、4款1項 支払基金交付金 1目 後期高齢者交付金を9億2,717万6千円減額しております。

これは、令和4年度後期高齢者交付金の確定に伴う返還金につきまして、令和5年度の同交付金から返還額を相殺するため、減額するものでございます。

次に、9款1項1目 繰越金を38億3,747万4千円増額しております。

これは、令和4年度特別会計の決算におきまして、令和5年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

124ページをお開きください。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費につきまして、9億2,717万6千円の財源更正を行っております。

これは、令和4年度後期高齢者交付金の確定に伴う返還金を、令和5年度と同交付金から相殺するため、減額する分につきまして、繰越金から充当することに伴う財源更正でございます。

次に、7款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 4目 償還金を34億8,423万1千円計上いたしております。

これは、令和4年度療養給付費等の負担金の確定、精算により、右端の説明欄のとおり償還金として返還するものでございます。

次に、8款1項1目 予備費は、2億5,209万8千円減額しております。

これは、先ほど歳入におきまして御説明いたしました9款1項1目の繰越金につきまして、国などへの返還金が確定したものを控除することにより生じる不足分につきまして、歳入歳出総額をそれぞれ同額とするため、予備費の減額を行っているものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第9号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第7「鹿児島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、指名の方法については、議長から指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よってそのように決しました。

それではまず選挙管理委員として、

鹿児島市新屋敷町24番15号 馬場竹彦君。

鹿児島市皇徳寺台3丁目79番3号 中崎新一郎君。

鹿児島市小山田町7076番地 岩佐睦美君。

鹿児島市西陵7丁目33番6号 三輪全子君。

同補充員として、

鹿児島市易居町5番1-1402号 白鳥努君。

鹿児島市郡元1丁目17番26号 笹川理子君。

鹿児島市伊敷台5丁目20番1号 松山武史君。

鹿児島市高麗町42番17号

ガーデンハイツ高麗202号 片桐資津子君。

をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました8人の諸君をそれぞれ選挙管理委員及び同補充員の当選人として決定し、補充員については、指名した順位とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よっていずれもそのように決しました。

なお、ただいま当選されました諸君には、本職より会議規則第32条第2項の規定により、後ほど告知いたしますので、御了承願います。

○議長（川越 桂路君） 次に日程第8「一般質問」を行います。

それでは、通告による一般質問の発言を許可いたします。

7番 持留良一議員。

〔持留良一議員 起立〕

○7番（持留良一君） それでは一般質問をしたいと思います。

これは自治体のプラットフォーム管理に関しての関連する質疑というふうを受けとめていただきたいと思います。

昨年6月7日、デジタル社会への実現に向けた重点計画ということで閣議決定をしておりますけれども、地方公共団体の職員が、市に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体にかかるコストを押さえ、他ベンダーの移行をいつでも可能とする競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、行政改革の徹底を前提にした地方公共団体、情報システムの標準化に関する法律ということで閣議決定をしているんですが、まさにデジタル社会というのはここにも書いてますけれども、様々な分野の間でのデータを連携を通じて経済成長可能とするデータ駆動型社会とも言われています。行政手続のオンライン化と自治体の情報システムの標準化は、データの連携のための基礎と言われています。

その中で、デジタル化と自治体の実勢、独自施策の関係について、全国知事会はこういう意見を挙げています。行政事務の効率化を図るために、デジタル化の進展により行政事務のあり方に関する裁量の余地がなくなる、地方の自主性が損なうことを懸念するというこのような声も挙げてます。まさに、自治体の本旨が問われるそういうものも含んでいると思います。

そこで、自治体のプラットフォーム化、システムの「標準化・共通化」にあたっての課題について広域連合はどのように関係していくのか、基本的な考え方と取組についてお聞かせください。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） 自治体のプラットフォーム化と広域連合との関係についてでございますが、現在、国では地方公共団体の基幹業務システ

ムを統一・標準化する計画が2025年度末までの利用開始を目標に進められているところでございます。

広域連合におきましては、電算処理システム、いわゆる標準システムが該当しますが、このシステムにつきましては、国保中央会で全国統一的なシステムを開発しているところでございます。

広域連合の標準システムは、市町村のシステムと密接な関連がございますので、今後も県内各市町村と連携を取りながら国保中央会の開発状況を注視してまいりたいと考えております。

どのような課題があるかということですが、基幹業務システムに対応するためには広域連合のシステムをカスタマイズ、改良することが必要となりますことから、スケジュール、費用、動作環境の整備、正常に動作するか等の課題が考えられると思います。

これにつきましては、先ほど申し上げましたが、国保中央会が全国統一的なシステムとして開発しているところでございますので、その開発状況を注視してまいりたいと考えているところでございます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 持留良一議員。

〔持留良一議員 起立〕

○7番（持留良一君） 先ほど話をさせていただいたと全国市町村会の会長からもデジタル化推進と集権化の影響について、これまでの専門小委員会で発言があったようですが、絶対にそのようにならないようにというのは釘を刺されていると。このことはどういうことを物語っているかということは先ほど言いましたとおり、様々な自治体でカスタマイズができなくなる可能性も含めて一本化になっていくわけですので、本来の本当に自治体としての役立つ、例えば、先ほど熊本の条例も紹介しましたがけれども。保険料の減免についてはですね、7つの要綱があったりすると。だからそういうところがもう統一化されていくと、一体どこに統一化されるかわかりませんが、地方で考えているということでしたけれども、そうなってきた時に、今そういったような声をどう反映させていくのかというのは課題だろうと

思うんですよ。財政負担の問題も出てくるかもしれないと思います。当然、システムの改良ですのでね。

今まで地域との関係で形成してきたベンダーロックイン。この人たちの関係も色々出てくると思うんですよ。そうなってきた時に、果たしてこのことによる影響というのは様々出てくると思うんですが、そのあたりが課題だというふうに思うんですが、改めてその課題等についての認識をお聞きしたいと思います。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） 今国の方デジタル庁との方で、それから標準システムであれば厚生労働省と一緒に進めていると思いますが、これについては先ほど申し上げたとおり今、国保中央会の方で、全国統一的なシステムを開発しているところでございます。これまでそれぞれの広域連合が自前で持っていたところでこうやってましたが、次回からは、それについてクラウドの方です、管理していくという形になっていきます。その状況を、そういう開発の状況を動向を注視しながら、どのようなことが鹿児島県の広域連合としてできるかというのは考えていく必要があるかなと思います。まずは動向を、その開発状況を注視してまいることが必要かなと思っております。

〔松元祐成事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 持留良一議員。

〔持留良一議員 起立〕

○7番（持留良一君） 最後にちょっと先ほどちょっと言いかけましたけどベンダーロックインの問題ですね。地域の事業者との影響、この辺りも出てくると思うんですが、ローカルベンダーに委託して独自の情報システムを構築してこられた部分もあるかと思うんですが。そういう中での事情から、特定のベンダー委託が固定化されてしまう可能性があるんじゃないかなと、

地方の今までここに関係してきた事業者はですね、参加できなくなる可能性があるのではないかなと思うんですが、このあたりの問題意識、課題というのはあるのでしょうか。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） その開発業者ベンダーさんですね、ベンダーのことをこう門前払いするかというと、そういうことは全く考えておりませんので、それについては今その国保中央会の方ですね、統一的な全国統一的なシステム、その中で独自に何ができるかというのを含めてですね、検討していく必要があるかだと思いますね。その場合にはベンダーをその限定してるわけじゃなくて、それについては幅広にできるような形で検討はしていきたいと思っております。ただ、どうなるかというのがまだ全くわからない状況なので、何度も繰り返しになりますが、国保中央会の開発状況等を注視してまいる必要があるかなと思っているところです。

以上です。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） 以上で持留議員の一般質問を終了いたします。

以上で通告による一般質問を終わります。

他になればこれをもって一般質問を終了いたします。

以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、中西広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西茂広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 本日は御提案いたしました議案につきまして、御審議の上、いずれも議案のとおり可決を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

今日もいろいろ議論がございましたが、広域連合といたしましては、今後とも関係機関、団体と連携を図りながら本制度の円滑な運営、これが何よりでございますので、これをしっかり進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ、関係各位におかれましても、今後とも制度の運営について御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

〔中西茂広域連合長 着席〕

○議長（川越 桂路君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

＝閉会：午後3時05分＝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 川 越 桂 路

署名議員 田 上 真由美

署名議員 小山田 邦 弘